

別表 3 (第 3 条関係)

たて糸の種類	基		準		綿以外の繊維の混紡率(%)
	太さ(正量番手)	引張り強さ(N)	伸び率(%)	合糸本数	
麻糸	麻番手5番手(ジューン番手9.6番手)の太さ以上	49.0以上	5.0以下(切断時)	—	—
綿糸	綿番手20番手の太さ以上	27.5以上	12.0以下(24.5N時)	4以上	50未満

別記様式(第3条関係)

種類	等級	たて糸の種類	原料いぐさの産地名	付年月日	製造地	製造者

備考

- 表示に用いる文字及び*印の色は、背景の色と対照的な色とすること。
- 表示に用いる文字は、日本工業規格 Z 8305 (1962) に規定する 8 ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。
- この様式中「原料いぐさの産地名」とあるのは、これに代えて「いぐさの産地名」又は「産地名(いぐさ)」と記載することができる。
- 表示を行う者が販売業者又は輸入業者である場合にあっては、この様式中「製造者」とあるのは、それぞれ「販売者」又は「輸入者」とすること。

附則

- (施行期日)
この告示は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- (経過措置)
この告示の施行の日から起算して一年を経過した日までに行われる量表の格付については、この告示による改正前の量表の日本農林規格の規定の例によることができる。

○経済産業省告示第一四三三号

高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二十条第三項第二号及び第三十五条第一項第二号の規定に基づき、次のとおり認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者を認定したので、同法第七十四条の二第一項第一号の二の規定に基づき、告示する。

平成十九年八月二日

経済産業大臣 甘利 明

名称(事業所の名称を含む。)

事業所所在地

認定の種類

認定年月日

株式会社ジャパンエナジー 知多製油所	愛知県知多市北浜町二十五番地	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成十九年六月五日
新日本石油精製株式会社 仙台製油所	宮城県仙台市宮城野区港五丁目一番一号	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成十九年六月五日
新日本石油化学株式会社 川崎事業所浮島工場	神奈川県川崎市川崎区浮島町十番十号	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成十九年六月十四日
新日本石油化学株式会社 川崎事業所川崎工場	神奈川県川崎市川崎区夜光二丁目三番一号	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成十九年六月十四日
昭和四日市石油株式会社 四日市製油所	三重県四日市市塩浜町一番地	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成十九年六月二十五日
三井化学株式会社 市原工場	千葉県市原市千種海岸三番地	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成十九年六月二十七日

○特許庁告示第五号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則(昭和五十三年通商産業省令第314号)第八十条第一号の規定に基づき、昭和五十三年九月二十九日特許庁告示第二号(国際事務局の口座及び本邦通貨の金額を定める件)の一部を次のように改正し、平成十九年九月一日から施行する。

平成十九年八月二日

特許庁長官 肥塚 雅博

第二号1中「十三万三百円」を「十三万八千二百円」に、同号2中「千四百円」を「千五百円」に、同号4中「九千三百円」を「九千九百円」に、同号5中「一万七千九百円」を「二万九千六百円」に改める。

○国土交通省告示第十一号

出雲空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十九年八月二日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

- 設置者の氏名及び住所 島根県 島根県松江市殿町一番地
- 飛行場の名称及び位置 出雲空港 島根県簸川郡斐川町
- 変更した事項(本事項に関しては、平成十九年八月二日付け航空路誌改訂版を参照。なお、変更前の事項については、昭和五十五年運輸省告示第五百二十六号及び平成五年運輸省告示第七十二号を参照。)

誘導路
延長 二百メートル

ロ エプロン
面積 三十四万二千九百八十八平方メートル

変更した事項に係る施設の供用開始期日 平成十九年八月三十日

○国土交通省告示第十二号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十一号)第二条第二項第三号の水域を次のように指定する(平成十九年八月四日から同年八月五日までの毎日午前六時から午後七時までの間に限る。)

平成十九年八月二日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

福岡県柳川市大字本城町一番五地先所在の黒門橋を中心とする半径六百メートルの区域内にある水域(柳川ソーラーボート大会実行委員会が主催する柳川ソーラーボート大会で使用される水域に限る。)